

公正証書遺言の 手続きについて

*基礎知識についてはセミナー目次の「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」を参照願います。

1. なぜ公正証書遺言にするのか

公正証書遺言とは、遺言書を公証人が公正証書として作成する遺言です。

作成自体が公証人によって行われるため、もっとも安全で確実な遺言方法として知られています。

原本が公証役場に保管されることから、紛失、偽造、隠ぺいなどのリスクがなく、相続トラブルを未然に防ぎたい人にもお勧めの方法です。

また、法的強制力があるので、裁判所の判決と同様の効力を持ちます。

そして、家庭裁判所における検認が不要で、読み上げるスタイルで遺言が残せることから、字が書けない状態でも遺言が可能です。

2. 高齢者の遺言能力

遺言書を有効に作成するためには、まず遺言者自身の判断能力があることが前提となります。

遺言者の判断能力とは、「遺言の内容を理解して、意思決定ができるか」という点が重要となります。

遺言は、遺言者の意思で遺言の内容や効果を理解して、遺言内容を決定することがポイントで、公正証書遺言についても、この点を公証人は、遺言者が口述する遺言内容について確認します。

高齢者で、判断能力が少し課題の場合、複雑な遺言より、単純な内容の方が理解しやすいということになりますので、この点に注意しておく必要があります。

3. 遺言執行者が決まらない場合

公正証書遺言の場合についても、遺言執行者を指定しておく必要があります。後で家庭裁判所に遺言執行者の指定を申請するのは面倒であり、事前に遺言書に定めておくべきです。

執行者を専門家に依頼する場合は費用がかかるし、相続人が複数いる場合、執行者を誰にするかなかなか決まらない場合もあります。

このような場合、受遺者が各自それぞれ執行者になることで、スムーズに進めることができます。

《受遺者がそれぞれ執行人となる場合の遺言書の条項事例》

第〇条 遺言者は、この遺言執行者として、各条項における受遺者を指定する。

なお、遺言執行者は、本遺言の執行に関し、第三者にその任務を行わせることができる。

2 遺言執行者は、預貯金債権、有価証券及び出資金の名義変更、払い戻し又は解約等の権限並びにその他この遺言の執行のために必要な一切の権限を有する。

4. 公正証書遺言作成に必要な書類

- ① 遺言者の印鑑証明書（発行後3カ月以内のもの）
- ② 遺言者の戸籍謄本（必要により、原戸籍謄本・除籍謄本）
- ③ 受遺者（遺言を受ける相続人）の戸籍謄本
- ④ 相続人以外の人に財産を遺贈する場合は、その人の住民票
- ⑤ 土地や建物を特定して相続させ又は遺贈する場合は、その土地や建物の登記事項証明（登記簿謄本）
- ⑥ 立会の証人2人の住民票
- ⑦ 土地や建物の固定資産評価証明書

*公正証書の作成当日は、遺言者は実印、証人は認印が必要です。

5. 公正証書遺言作成の手順

1 遺言書の文案を取りまとめ、公証人に公正証書遺言作成を依頼する。



2 必要な書類を収取し、公証人に渡す。



3 公証人から、遺言内容（案）が提示され、遺言者が内容確認する。



4 公正証書の作成日時を予約する。



5 予約当日、公証役場で公証人・遺言者・証人2名の立会のもとに公正証書遺言を作成する。

6. 公証役場での遺言作成手続

- (1) 予約していた日時に公証役場に訪問をする。
公証役場に、公証人・遺言者・証人2名が
着席をします。

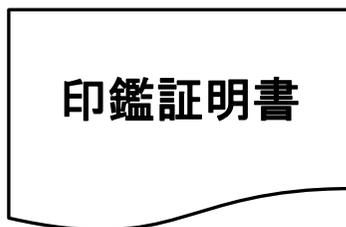


- (2) 最初に、遺言者に対して氏名・生年月日の質問がなされ、印鑑証明等の本人確認書類の提出を求められます。その際、遺言者に氏名・生年月日の筆記を求められる場合があります、持参した実印の印影の確認等もされます。

【氏名、生年月日質問】



【印鑑証明の提出】



【実印と印鑑証明を照合】



氏名・住所を書いた
紙に実印を押す

(3) 公証人から遺言者に、遺言内容について口述するよう求められます。

遺言者は、どの財産を誰に相続させるかなどの遺言内容を口述します。特定の不動産の場合は、土地の登記簿上の所在・地番、建物の所在・家屋番号などを求められる場合がありますのであらかじめ記載したメモなどを用意しておけばよいでしょう。

また、金融機関の預貯金の口座番号を指定している場合なども通帳等を用意しておいてください。

遺言執行者を指定している場合は、遺言執行者を求められる場合がありますので、答えられるようにしておいてください。

遺言の内容

- ① 土地・建物は長男
- ② ○○銀行の預貯金は長女に
- ③ ○○郵便局の預貯金は次男に
- ④ 遺言執行者は①～③のそれぞれの受遺者とする。



pixta.jp - 78303458

- (4) 遺言内容の口述が終わると、公証人が遺言書全文を読みます。
内容に間違いがないかを確認しますので、遺言者、証人は間違いがないかを確認する。
そして、遺言者及び証人2名は遺言書に署名し実印を押す。
最後に、公証人が認証文及び署名をする

公証人が遺言を読む



遺言者・証人は内容確認する



遺言者・証人は署名押印する



(5)最後に公正証書の正本や謄本を受け取り、公証人へ費用の支払いをして終了です。

謄本・正本を渡す



お支払いをする



《参考》 公正証書遺言の手数料

| 目的の価格 | 手数料 |
|---------------------|-----------------------------------|
| 100万円以下 | 5,000円 |
| 100万円を超え200万円以下 | 7,000円 |
| 200万円を超え500万円以下 | 1万1,000円 |
| 500万円を超え1,000万円以下 | 1万7,000円 |
| 1,000万円を超え3,000万円以下 | 2万3,000円 |
| 3,000万円を超え5,000万円以下 | 2万9,000円 |
| 5,000万円を超え1億円以下 | 4万3,000円 |
| 1億円を超え3億円以下 | 4万3,000円に超過額5,000万円ごとに1万3,000を加算 |
| 3億円を超え10億円以下 | 9万5,000円に超過額5,000万円ごとに1万1,000円を加算 |
| 10億円を超える場合 | 24万9,000円に超過額5,000万円ごとに8,000円を追加 |

- * 1通の遺言公正証書における目的額の合計が1億円までの場合は1万1,000円が追加される。
- * 祭祀の主宰者の指定をする場合は1万1,000円が加算される。
- * 正本・謄本の交付1枚につき250円の手数料がかかる。

【計算例】

総額3,000万円の財産を配偶者に2,000万円、子供2人にそれぞれ500万円ずつ残す公正証書遺言の場合

2万3,000円（配偶者の手数料） + 1万1,000円 × 2名 + 1万1,000円
= 5万6,000円

* 上記金額に正本・謄本の手数料（1枚250円がかかる）